

一般道道直別共栄線（厚内地区）の整備進捗状況

現在、全面通行止めになっている一般道道直別共栄線オトベ地区の復旧対策は、昨年12月の定例会で、11月末に災害査定を受けて復旧内容が決まり、年明けから本工事の一部が発注され、この3月までには1車線程度の通行が確保され、17年度末の完成を目指すという内容の行政報告しました。

復旧内容は、延長1・53km、関連費も含め総事業費は22・8億円となり、完了年度は17年度末を目指していますが、予算規模も大きいことから全額確保が難しく、また、荒海状況等により延びる予想と聞いています。

現在、工事は4工区に分け発注され、年度内の完成を目指し施行されていますが、引き続き早期復旧について要望していきます。

また、厚内トンネルの件についてですが、現在、厚内トンネルから昆布刈石覆道の区間については、海岸浸食により道路に被災を受け通行上危険なことから、昨年より海岸浸食対策として波返し擁壁工と道路拡幅改良工事が実施されていますが、17年度におい

ても海岸浸食対策工事を引き続き行う予定となっています。

厚内トンネルは、昨年の地元説明において17年度から着工する旨の説明をしていますが、17年度は、オトベ地区の災害復旧対策と昆布刈石地区の海岸浸食を重点的に整備するというところで、厚内トンネルの着工は1年遅れる旨の説明を受けています。

今後とも、海岸浸食対策の早期完成、厚内トンネルの早期着工に向けて勢力的に要望していきます。

URAHORO TOWN COUNCIL

3月定例浦幌町議会

道道直別共栄線の進捗状況など6件を

行政報告



平成17年3月定例町議会が3月7日から18日までの10日間の日程で開かれました。

強震計の更新

地震発生時に震度発表されない町村は、十勝支庁管内では、本町を含め7町村あり、全道では76市町村となっています。

本町には、独立行政法人防災科学研究所が研究目的で設置した強震計が役場庁舎敷地内にありますが、気象庁の基準に対応したものでないために

地震発生時に震度発表がされていませんでした。これが、平成17年10月以降の予定で気象庁と接続可能な強震計に更新されることになりました。

現時点では、実際に気象庁に接続され、テレビ等に震度情報が発表される時期は未定となっていますが、以前から町民の皆様からご要望がありましたので、一日も早い供用開始を望むものであります。

除雪中における物損事故

2月25日、新町謙敬寺周辺の町道の拡幅除雪中に、町道幸通線の中央公民館西側で誤ってショベルローダーの後部が北海道電力柱に追突し、電柱の地上から1メートルの位置を破損させる物損事故を起こしました。

幸い人的被害もなく、また、停電を起すような事はありませんでしたが、電柱の取替えと共架線のNTT電線の取外し工事など修理を要し、費用については保険対応による手続きを進めているところです。

除雪作業中の事故は、昨年12月十勝管内でも死亡事故が発生しており、事

故のないよう常日頃から運転には充分注意するよう指導していましたが、電柱と言えど、今後このような事のないよう、また、冬道の交通確保のため安全な除雪作業に努め、再発防止に徹していきます。

簡易水道特別会計などの 消費税の取扱い

簡易水道、公共下水道、個別排水処理事業それぞれの特別会計に係わる消費税は、受益者に対して使用料を課して収入を得ていることから、当会計においても納税義務者として毎年確定申告をしています。

この消費税の取扱いについて、十勝池田税務署から申告内容及び計算方法の確認の指摘があり、昨年10月、平成15年度における当会計の確定申告に対して調査が入りました。調査内容は、起債の償還元金返済に一般会計からの繰入金をあてた場合、基本通達の方法に遵守した取り扱いとなっているかということでありました。

この調査により、当会計における申告の計算方法の誤りを指摘され、指導のもと再計算をしたところ、納付税額

が増額となりました。

平成元年度以降、消費税法が施行されてから現在まで、同じ計算方法で確定申告をしてきた経緯がありますが、今後は十勝池田税務署と密に連絡をとり、確認しながら対応していきたいと考えています。

町立診療所の 医師交代

昨年4月より2年間の予定で診療所所長として勤務していただいていた紺野医師については、一身上の理由により3月末で退職することとなりました。なお、後任の医師につきましては、聖マリアンナ医科大学一般外科より佐藤医師が派遣される予定となっております。

職員の処分

職員の無免許運転並びに町立診療所の医療過誤等その他一連の不祥事に対し、自ら反省の念に立ち、給料月額20%の減額を6か月、助役は、給料

月額10%の減額を3か月行います。

当該職員については、3月17日付けで懲戒免職とし、企画総務課長及び安全運転管理者である建設課長を懲戒警告、当該職員の所属課管理職員4名を訓告、採用当初からの所属長3名を嚴重注意とする処分とし、医療過誤については、事務長を訓告とする処分を下しました。

町としましては、このたびのことを重く受け止め、当該職員はもろろんのこと管理者についても厳正なる処分を行うため、公平かつ慎重に検討してきました。

当該職員については、地方公務員法第29条及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例に基づき懲戒免職処分を行いました。その処分審査基準としまして北海道や他の都府県の例を踏まえ、かつ、交通法規違反、交通事故者等の処分審査基準の規定により決定したものです。

処分に当たり具体的な量定の決定に係る総合的な判断が必要なため、事実関係を把握したうえで、処分審査基準を基本に、「非行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか」、「故意または過失の度合いはどの程度であったか」、「職員の職務上の地

位や職務内容」、「町、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであったか」など具体的な行為や悪質性等も情状として考慮の上、総合的に判断したものです。

地方公務員法には、法令等に従う義務、信用失墜行為の禁止、服務の根本基準が定められており、町職員が長年にわたり公用車も含め無免許運転を繰り返していたことは、全体の奉仕者である公務員としてふさわしくない行為であり、町民の信用を著しく失墜させてしまい心から町民の皆様にお詫び申し上げる次第です。

今後、このようなことが、二度と起こらないよう努めていきますとともに、職員と一丸となって信頼回復に向けて、努力していく所存です。

今回、全職員に対し運転免許証の写しを提出させ確認するとともに、更新毎に免許証の写しを提出させることとしたところです。さらに、公用車使用時の免許証の確認について、建設課で一括管理している公用車について、公用車を使用する職員に対し安全運転管理者等が免許証の確認を行い、各課で管理している公用車につきましては、所属長が免許証の確認を行うよう指示しました。